

21 中村選第 40-49 号  
平成 21 年 8 月 23 日

様

名古屋市中村区選挙管理委員会  
委員長 加藤 満 憲



## 不在者投票用紙等の送付について

平成 21 年 8 月 19 日付で請求のありました不在者投票用紙等を下記のとおり送付します。

### 記

不在者投票用紙 (小選挙区・比例代表・国民審査とも各1枚)	}	同封の封筒に入っています。 (開封しないでください)	
不在者投票用外封筒			〃
不在者投票用内封筒			〃
不在者投票証明書			1 通

### 不在者投票についてのご注意

- 同封の封筒には、不在者投票に必要な書類 (不在者投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書) が入っていますので、絶対に開封しないでください。 (「不在者投票証明書在中」の封筒を開封しますと不在者投票ができなくなりますので、特にご注意ください。)
- 同封の封筒をそのまま現在地 (滞在地・居住地) の市区町村選挙管理委員会へ持参し、そこで職員の指示に従い、投票を行ってください。 (それ以外の場所 (自宅等) で投票用紙に記載しないでください。)
- 不在者投票のできる期間は、  
小選挙区及び比例代表：8月19日 (水) から8月29日 (土) (土・日曜を含む。)  
国民審査：8月23日 (日) から8月29日 (土) (土・日曜を含む。)  
また、不在者投票のできる時間は、原則、午前8時30分から午後8時までですが、自治体によっては午後8時までとは限りませんので、あらかじめ現在地の選挙管理委員会へおたずねください。

(裏面もご覧ください。)

- 4 不在者投票をされますと、投票用紙等はただちに現在地の選挙管理委員会から当区選挙管理委員会へ送られ、さらに投票所へ送られます。これが投票所を閉じるまでに到着しないと投票は無効となりますので、早目に投票してください。
- 5 もし、不在者投票をしなかったときには、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書をお返しいただければ、期日前投票又は投票日当日に一般の投票をしていただくことができます。(期日前投票をされる場合は当区の期日前投票所(区役所内)へ、一般の投票をされる場合はあなたが投票する当区の投票所(ご不明な場合はお尋ねください)へお返しください。)これらの投票をもしなかった場合は、ただちに投票用紙等を当区選挙管理委員会へお返しください。
- 6 その他ご不明な点がありましたら、最寄りの市区町村選挙管理委員会へおたずねください。